

# 第2次鶴田町 男女共同参画推進計画 (令和7年度～令和16年度)



＜女性活躍推進計画＞

＜DV防止基本計画＞

青森県鶴田町

令和7年3月

# 目 次

1. 計画の目的
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 「女性活躍推進計画」並びに「DV 防止基本計画」としての位置づけ
5. 基本目標及び重点目標

## 基本目標Ⅰ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 重点目標1** 政策・方針決定過程への女性の参画促進★
- 重点目標2** 女性の視点を取り入れた防災・復興対策★

## 基本目標Ⅱ 職場・家庭・地域における男女共同参画の実

- 重点目標3** 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保★
- 重点目標4** 農林水産業及び自営の商工業における男女共同参画の促進★
- 重点目標5** 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援★
- 重点目標6** 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境づくり

## 基本目標Ⅲ 男女の人権が推進・擁護される社会の形成

- 重点目標7** 暴力の防止と被害者の保護・支援の充実◆
- 重点目標8** 生涯を通じた男女の健康支援

## 基本目標Ⅳ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

- 重点目標9** 多様な選択を可能にする教育・学習の機会の充実

## 基本目標Ⅴ 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

- 重点目標10** 国際交流・国際協力の推進

※★印は女性活躍推進法の関連項目として設定

※◆印はDV 防止法関連項目として設定

## 1. 計画の目的

本計画は、男女が互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員として、あらゆる分野においてそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、実効性のある施策の推進を図ることを目的として平成24年度に策定されました。

この度、令和3年度をもって本計画期間が満了となること、平成27年に国の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定されたこと等を踏まえ、現代の社会情勢に対応しながら、当町における取り組みをより一層進めていくことを目的に「第2次鶴田町男女共同参画推進計画」を策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、国の第5次男女共同参画基本計画をはじめ、青森県の男女共同参画推進計画及び「第6次鶴田町総合計画」等、町の各種計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会の形成に関して総合的かつ計画的に講ずるべき施策について体系化し、今後の方向性を定めるものです。

## 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間を具体的施策の展開・推進期間とします。ただし、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて適宜見直しを行います。

## 4. 「女性活躍推進計画」並びに「DV防止基本計画」としての位置づけ

本計画は、女性活躍推進法に基づく、「女性活躍推進計画」並びに配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）に基づく「DV防止基本計画」として位置づけるものです。

### 【参考】女性活躍推進法（抜粋）

第6条2項：市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針および都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

## 5. 基本目標及び重点目標

### 基本目標Ⅰ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

政治・経済・行政・地域社会等、あらゆる分野で女性が活躍していますが、政策や方針の決定においては男性中心となりがちです。そのため、女性の意見をより反映させるため、更なる女性の参画拡大が求められます。

各分野で活躍する女性の人材を発掘し、活躍の機会の提供やキャリア形成等、政策・方針決定過程に積極的に参画できる人材の養成に努めます。

#### 重点目標1：政策・方針決定過程への女性の参画促進 (女性活躍推進法関連)

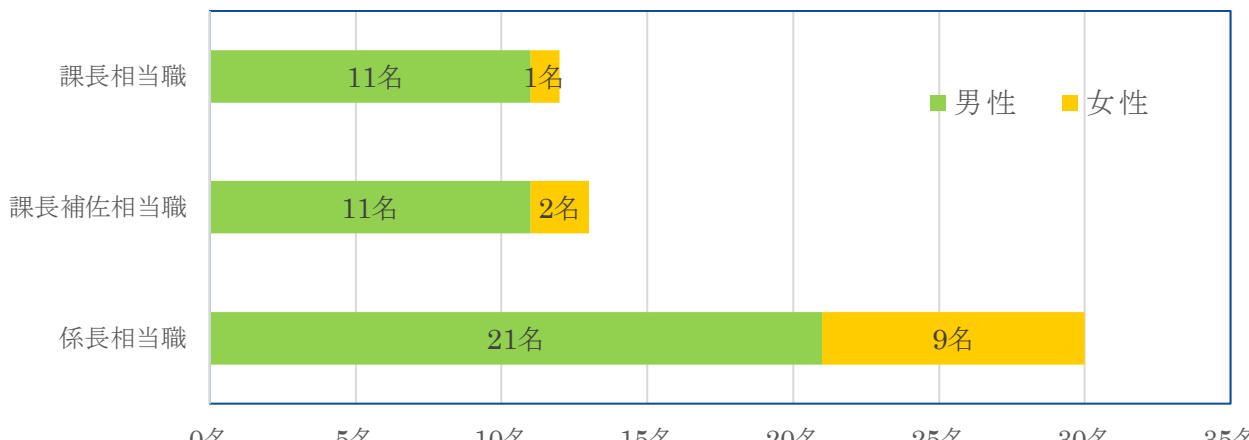


男女の雇用に関する法律・制度が整備され、国内でも女性を管理職・主要役職等へ起用する動きが進んでいますが、諸外国と比べるとまだ十分とは言えません。

町においても、各種審議会等委員や管理職への女性登用を更に推進し、女性がより参画しやすい環境の整備と女性リーダーの育成に努めます。

課題	主な施策
審議会等への女性の推進拡大	・各種審議会等委員への女性の登用推進
町の女性職員の積極的登用	・管理職等への女性職員の登用推進
企業・各種団体における女性の参画促進	・町内の企業や各種団体への女性の参画促進 ・女性リーダーの育成
女性の多様な参画を実現する環境づくり	・「鶴の里まちづくりミーティング」や「まちづくりへの提言」などの実施、意見反映

【参考】鶴田町管理職在職状況 職員数113人（男71人、女42人）  
※総務課調べ 令和6年4月時点



## 重点目標2：男女共同参画の視点に立った防災・復興対策 (女性活躍推進法関連)

地震・風水害・雪害など、災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画社会の実現が防災・復興を円滑に進める基盤となります。

防災計画に男女共同参画の視点を反映するため、防災会議における女性の委員割合を高めることが重要です。さらに、消防団や自主防災組織等への女性の参画を促進するとともに、リーダーに複数の女性が含まれるよう、女性防災リーダーの育成に努めます。

避難所でのプライバシー確保（更衣室・トイレ・授乳スペースの設置）や、女性や子ども、LGBTQ+、外国人、障がい者、高齢者など、多様な背景を持つ人々のニーズに対応した物資の備蓄と提供に努めます。

課題	主な施策
防災計画・防災会議・災害対応・意志決定における女性の参画不足	<ul style="list-style-type: none"><li>・防災会議への女性の参画拡大</li><li>・防災計画への男女共同参画視点の反映</li><li>・女性が参加しやすい時間帯や場所での会議開催を促進</li><li>・消防団、自主防災組織等への女性加入促進</li></ul>
女性のリーダーシップ機会の不足	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害対応時にリーダーとなりうる女性人材の育成</li><li>・男女共同参画の視点に立った避難所運営訓練・研修・講座等の実施</li></ul>
災害発生時、性別固定による役割分担の偏り（男性は力仕事。女性は炊き出し、育児、介護。といった固定観念）	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害対策本部への女性職員や男女共同参画担当職員の配置</li><li>・避難所運営、被災者支援等における意志決定の場への女性の参画強化</li><li>・男女共同参画の視点にたった避難所運営</li></ul>



## 基本目標Ⅱ 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現

職業生活において、働く女性が多様な職場に進出し、その地位を確立できるよう、女性自身の職業能力を一層高めるとともに、家事・育児・介護などの家庭責任を男女が共に担うための支援を進めます。

また、農林水産業や自営の商工業において、重要な役割を果たしている女性が、持っている能力を十分に発揮し、正当に評価され、意思決定に参画できる環境づくりに努めます。

上記に加えて、従来は女性がその中心的役割を果たしてきた家庭生活に男性も参画できるよう、これまでの働き方を見直し、男女ともに多様な生き方を可能にし、男女共同参画社会の実現に向けて、職場・家庭・地域において調和のとれた生活をおくることのできる環境づくりに努めます。

## 重点目標3：雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 (女性活躍推進法関連)

働きたい女性がその個性と能力を十分に発揮して働くためには、男女共同参画社会基本法で定める積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進することが重要です。働く意欲のある女性が働き続け、その能力を十分に発揮できるような環境整備は、女性だけでなく、男女が共に仕事と生活を両立できる、暮らしやすい社会の実現につながります。また、パートタイム労働などの非正規雇用は、多様なニーズに応えるという積極的な意義もある一方、やむを得ず選択する人も一定程度います。就業形態の多様化が進んでいますが、不安定な条件の下で働くを得ない人たちへの待遇改善や多様な働き方への理解促進など、就業環境の整備が課題となっています。

課題	主な施策
雇用等における男女の均等な機会と待遇確保のためのポジティブ・アクションの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>男女雇用機会均等法の定着促進</li><li>労働相談の実施</li><li>労働者福祉の向上</li><li>企業によるポジティブ・アクションの促進</li></ul>
多様な働き方を実現する就業条件の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>パートタイム、派遣労働者等の労働条件や待遇の改善</li></ul>



## 重点目標4：農林水産業及び自営の商工業における 男女共同参画の促進（女性活躍推進法関連）

当町の基幹産業でもある農業や自営の商工業を進展させるため、女性の担い手活躍が重要ですが、経営への参画はまだ十分ではありません。男女が対等に経営参画するため、家族経営協定の締結を促進する等、互いの役割を明確にしながらワーク・ライフ・バランスの実現を目指す取り組みが必要です。

また、農山漁村の女性が経営や運営に積極的に参画していくため、農業委員や農協組合役員等への参画推進及び、同業者同士のネットワークづくりや異業種に従事する女性との交流を促進することも必要です。

課題	主な施策
意思決定の過程への女性参画の促進	・農村女性活動促進事業や農業委員等への参画推進
家族経営協定の締結促進	・家族経営協定の締結に関する支援
女性の経済的地位と能力向上	・ViC・ウーマン等、農家女性の活動支援、農産物特売コーナー等、女性参画の機会提供
地域間交流等における男女共同参画の促進	・コミュニティやネットワークの形成

【参考データ】 ※農業振興課調べ 令和6年4月1日現在

○鶴田町女性農業者数 19名（認定農業者3、認定新規農業者16）

○鶴田町の家族経営協定締結戸数 38戸

○鶴田町農業委員会委員 16名（うち女性委員2名）



## 重点目標5：男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援 (女性活躍推進法関連)

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、労働力人口が減少する中で地域経済や企業の活性化を図るには、男女が性別を問わず能力を発揮出来る社会づくりが重要です。

男女が共に職業生活で能力を発揮するため、町においても育児や介護に応じた柔軟な働き方の推進や、これまでの男性中心の労働慣習見直しを進め、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。

また、職業生活と家庭生活の両立のため、多様化する家族形態に対応した保育サービスや子育て支援を充実させると共に、子育ての不安解消を図る相談体制の充実に努めます。

課題	主な施策
仕事と家庭生活の両立を実現する環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年次休暇の周知、取得推進</li> <li>・家庭のニーズに応じた特別休暇の取得推進</li> <li>・時間外勤務の縮小推進</li> <li>・早出遅出出勤制度の活用促進</li> </ul>
多様化するニーズに応じた保育サービス提供、子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の保育園、幼稚園等と連携した幼児教育推進</li> <li>・学校生活が困難な家庭への経済的支援</li> <li>・子育て支援センター・サークルの推進</li> <li>・サンシャインスクール等による放課後学童支援</li> </ul>



## 重点目標⑥：高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境づくり

町では、高齢化率が増加（平成29年9月時点、34.2% → 令和6年12月時点、39.4%）しており、高齢者のみの世帯も年々増えています。このような状況の中で、高齢者の孤立化を防ぎ、安心して暮らせる社会環境づくりが必要です。

また、障がいのある人たちが安心して生活する上で、偏見・差別の解消やバリアフリーの理念に対する理解がまだ不十分であるのが現状です。保健・医療分野と連携した支援体制や、雇用・就労支援の促進、公共施設のバリアフリー化等を進め、障がいのある人たちが、社会参加できる環境づくりに努めます。

課題	主な施策
高齢者に対する保健医療・福祉の整備および生活安定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回バス等による高齢者の交通手段の確保</li> <li>・地域包括ケアシステムの整備による保健医療および福祉の増進</li> <li>・相談窓口の充実</li> <li>・県や町内医療機関等との協力体制の整備</li> </ul>
高齢者の社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習機会の提供</li> <li>・シルバー人材センターの利活用による社会貢献</li> <li>・老人クラブが行う活動への支援</li> </ul>
障がいのある人の生活安定と自立促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフト、ハード両面におけるバリアフリー化の推進</li> <li>・相談支援体制の充実</li> <li>・差別や偏見解消に向けた啓発活動</li> <li>・ハローワーク等との連携による、雇用・就労支援</li> </ul>

### 基本目標Ⅲ 男女の人権が推進・擁護される社会の形成

女性への暴力は、女性の人権を直接に侵害するものであり、被害女性に深刻な影響を与え、平和な社会を脅かすものです。女性への暴力の実態把握に努め、被害者に対する救済・支援体制を整備・充実し、暴力行為を許さない社会環境づくりに努めます。

また、男女が互いの身体的な特質を理解し合い、尊重しながら生涯にわたって心身ともに健康に生きることができる環境づくりに努めます。そのため、女性が持つ妊娠・出産機能にかかる健康上の問題に適切な配慮を行うとともに、妊娠・出産に関しては、女性の意思が十分に尊重されるべきとの考え方を普及・定着させるよう努めます。

#### 重点目標7：暴力の防止と被害者の保護・支援の充実 (DV 防止基本計画関連)



暴力は、性別や間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、女性に対する暴力に対しても対応をする必要があります。

女性への暴力とは、女性に対して身体的・性的・心理的な危害又は苦痛をもたらす行為、あるいはそうなる恐れのある行為等であり、公的な場でもプライベートでも問いません。性犯罪、ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、パワー・ハラスメント（パワハラ）、マタニティ・ハラスメント（マタハラ）など非常に広い範囲の暴力を指します。また、近年はSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の普及により、性犯罪が多様化していることへの対応も考えていくことが求められています。

女性への暴力は被害が潜在化しやすく、個人的問題とみなされがちですが、社会における男女の固定的性別役割分担意識、上下関係、経済的格差などの構造的问题に根ざす問題であり、社会全体であらゆる暴力を許さないという意識が不可欠です。暴力を容認しない社会環境の整備に努めると共に、被害者への支援体制の充実を図ることが必要です。

課題	主な施策
女性に対する暴力の予防と根絶	<ul style="list-style-type: none"><li>・ DVやセクハラ等の女性に対する暴力の実態把握と、根絶のための環境づくり</li><li>・ 女性に対する暴力を容認しない社会づくり</li><li>・ 女性に対する暴力発生の未然防止のための取組推進</li></ul>
暴力被害者の救済と支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ あおもり性暴力被害者支援センターの周知</li><li>・ 女性の人権擁護に関する相談体制の充実</li><li>・ 被害者が相談しやすい体制の整備・充実</li><li>・ 被害者の保護対策の充実</li><li>・ 被害者の自立支援の充実</li></ul>

## 重点目標⑧：生涯を通じた男女の健康支援

男女共同参画を推進するにあたっては、女性と男性が、互いの身体的特徴を理解し合い、尊重しつつ、生涯にわたって心身ともに健康な生活を営める環境の整備が必要です。

特に女性は、妊娠・出産の他に、女性特有の疾患を経験する可能性がある等、男女が異なる健康上の問題に直面することに留意しながら健康支援を行うことが必要です。また、思春期、更年期等、ライフステージの変化に応じた健康支援も求められます。

男性は、女性よりも多量飲酒・喫煙率が高い傾向があります。また、経済や勤労問題を背景とした自殺も多い等、精神的に孤立しやすいという背景にも考慮した健康支援が求められます。

課題	主な施策
生涯を通じた女性の健康支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・母子保健における健康相談、健康教育の実施</li><li>・ポピュレーションアプローチの実施</li><li>・がん、骨粗しょう症等の健診実施及び健診後の支援</li></ul>
妊娠・出産・子育てに関わる保健医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・乳幼児の年齢に応じた健診や健康相談の実施</li><li>・ガイドブック配布による子育て情報の提供</li></ul>
男性の健康問題への対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・喫煙、飲酒等の健康問題への相談対応、指導</li><li>・メンタルヘルス等の相談対応</li></ul>



## 基本目標IV 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

固定的な性別役割分担意識に基づく行動が、男女それぞれの働き方や生活に悪影響を及ぼし、能力の発揮や行動に対する障害となります。また、令和2年度の県の意識調査でも「妻は家庭を守り、夫は外で働く」という考えに反対する人の割合が全体の半分以上を占めており、性別にとらわれない生活様式への意識の変化が見られます。

男女が性別に関わりなく、社会の対等な構成員としてその能力を十分に発揮できるよう、ジェンダー（社会的性別）に敏感な視点に立ち、これまでの社会制度や慣行の見直しに努めます。

### 重点目標9：多様な選択を可能にする教育・学習の機会の充実

人間の意識や価値観は、幼少期から家庭・学校・地域社会の中で形成されます。人権意識を育てるために、教育・学習機会の果たす役割は非常に重要です。

また、学校教育等における男女共同参画への理解促進が、これから男女共同参画社会を築く上での基盤となります。このため、次世代を担う子どもや若者が、性別にとらわれない多様な選択を可能にするための教育・学習機会を充実させる必要があります。

課題	主な施策
行政関係職員等の研修機会の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・町職員を対象とした研修機会の充実</li><li>・女性リーダー育成等を目的とした学習会の実施</li></ul>
家庭や地域における男女平等の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもを含めた学習機会の充実</li><li>・男女平等の意識を育てる家庭教育の推進</li><li>・男性の家庭生活参画を目的とした学習会の実施</li></ul>



## 基本目標V 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

国内の男女共同参画施策においては、女子差別撤廃条約の遵守等、国際的な女性の地位向上に係る動きと連動しながら推進しています。そのため、町でも国際的な動向を踏まえて情報収集をし、国際規範等に則った男女共同参画に努めます。

### 重点目標10：国際交流・国際協力の推進

町では昭和52年から米国オレゴン州フッドリバー市と姉妹都市提携をしており、国際交流活動を継続しています。町在住の国際交流員との交流や、中高生のフッドリバー市派遣事業等を実施し、国際的な視野に立って活躍できる人材の育成を図ります。また、幼少期からの外国語教育等を通して、異文化への理解を深めることに努めます。

課題	主な施策
国際規範・基準の普及	<ul style="list-style-type: none"><li>国際交流員による英会話教室の実施</li><li>アースデイ等、国際的イベントの実施</li><li>国際的な動向に係る情報収集と提供</li></ul>
国際的視野に立ったリーダー等の育成	<ul style="list-style-type: none"><li>姉妹都市交流事業の推進および支援</li><li>フッドリバー市民と親しくする会の支援</li></ul>



## 用語解説

### ○LGBTQ+（「エル・ジー・ビー・ティー・キュー・プラス」と読む）【P. 4】

性の多様性を表す頭文字を合わせた言葉です。それぞれの文字には以下の意味があります。

#### ・L (Lesbian)

レズビアン：女性同性愛者（女性が女性に恋愛感情や性的魅力を感じる人）。

#### ・G (Gay)

ゲイ：男性同性愛者（男性が男性に恋愛感情や性的魅力を感じる人）。ただし、近年では男女問わず同性愛者全般を指す場合もあります。

#### ・B (Bisexual)

バイセクシュアル：両性愛者（男性にも女性にも恋愛感情や性的魅力を感じる人）。

#### ・T (Transgender)

トランスジェンダー：自分の性自認（自分が認識する性別）が生まれたときの身体的な性別と一致しない人。

#### ・Q (Queer/Questioning)

クィア：性のあり方が既存の枠組みに当てはまらない人や、自分の性的指向・性自認を特定のカテゴリーに分類しない人。

クエスチョニング：自分の性のあり方を探している、もしくは定めていない人。

#### ・+ (プラス)

LGBTQ 以外の性的少数者を含む幅広い人々を表します。例えば、

・A (Asexual)：無性愛者（恋愛感情や性的魅力を感じない人）。

・P (Pansexual)：全性愛者（性別を問わず恋愛感情や性的魅力を感じる人）。

・I (Intersex)：インターフェクス（生物的な性が男女どちらにも分類できない状態の人）。

### ○ポジティブ・アクション（積極的改善措置）【P. 5】

社会的な不利益を被っている者に対して、一定の範囲内で機会を設けることで実質的な機会均等を得る事を目的とした、暫定的な措置のこと。

## ○家族経営協定 【P. 6】

家族で取り組む農業経営において、経営方針や役割分担、収益の分配等の就業環境を家族同士で取り決めすること。就業環境を明確にし、家族同士で共有することにより、意欲的に働くことの出来る環境づくりにもつながる。

## ○ワーク・ライフ・バランス 【P. 6】

「仕事と生活の調和」を意味する。国民一人ひとりが仕事にやりがいを持つと共に、家庭や日頃の生活においても多様な選択が出来ること。

## ○DV（ドメスティック・バイオレンス）【P. 8】

婚姻関係、内縁関係にあるパートナーから受ける暴力行為。殴る蹴る等の暴行だけでなく、無視する、行動を制限する等の心理的苦痛を与える行為も含まれる。近年では婚姻関係にない男女間での「デートDV」も社会問題となっている。

## ○セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）【P. 8】

相手の意に反する性的言動による嫌がらせのこと。また、そのような行為を拒否し、不利益を被ることを指す。

## ○マタニティ・ハラスメント（マタハラ）【P. 8】

働く女性が、妊娠や出産をきっかけに嫌がらせを受けたり、解雇や雇い止めといった不当な扱いを受けたりすることを指す。

## ○パワー・ハラスメント（パワハラ）【P. 8】

社会的な地位の高い者が、自らの権力や立場を利用して嫌がらせをする行為を指す。

## ○ポピュレーションアプローチ【P. 9】

保健関連事業を集団全体へと働きかけることで、全体としてのリスクを軽減するアプローチ方法のこと。健康上のリスクが大きい、一部の方を対象とした「ハイリスクアプローチ」とは対になる考え方である。

## ○ジェンダー（社会的性別）【P. 10】

生物学的性別とは別に、社会的・文化的な性別の違いを示す概念のこと。社会によって作られた「男性像」や「女性像」といったものが含まれる。ジェンダー自体に良い・悪いの価値判断は含まれない。

第 2 次 鶴 田 町  
男 女 共 同 参 画 推 進 計 画

令和 7 年 3 月

編集・発行 鶴田町教育委員会  
〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字早瀬 200 番地 1  
電話 : 0173 (22) 2111 FAX : 0173 (22) 6007

